

神戸市規制改革アドバイザーの設置に関する要綱

(目的)

第1条 本要綱は、神戸市規制改革アドバイザー（以下、「アドバイザー」と言う。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本市における規制や行政手続きの見直しに向けて、専門的な立場から助言等を得るため、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、規制及び行政手続きの見直し対象となる分野において、専門的な知識経験または優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(職務)

第3条 アドバイザーの職務は次のとおりとする。

- (1) 本市が見直しを進める分野の規制並びに行政手続きにかかる調査、課題分析並びに見直し案の提言
- (2) 前号に掲げるもののほか、規制並びに行政手続きの見直し推進に資する助言その他必要な支援

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、委嘱の日から、当該日の属する年度の末日までを限度とする。ただし、再任は妨げない。

(謝金等)

第5条 アドバイザーが職務を行った場合に、謝金を支給することができる。

- 2 アドバイザーの職務に係る謝金額は、1時間当たり8,888円とする。ただし、1時間未満の端数が生じる場合において、30分未満のときは謝金額の半額を支給し、30分以上のときは1時間として支給する。
- 3 謝金の額は、受嘱者の業績、社会的地位等により前項によりがたい事情がある場合は、前項の規定にかかわらず、予算の範囲内で別に定めることができる。
- 4 アドバイザーが職務のために旅行したときは、本市旅費条例（昭和27年7月11日条例第45号）の規定を準用し、アドバイザーからの請求に基づき、実費弁償として旅費を支給することができる。

(守秘義務)

第6条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(解嘱)

第7条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 本人から辞職の申し出があったとき
- (2) 心身の故障その他の理由により、職務の遂行に支障が生じ、またはこれに堪えないとき
- (3) 前条の規定に違反したとき、その他アドバイザーとして不適切な行為をしたとき
- (4) その他市長が解嘱する必要があると認めたとき

(施行細目の委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企画調整局調整課長が決定する。

附則

この要綱は、令和7年9月22日から施行する。